

岩手県告示第 21 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護、居宅介護支援計画の作成、介護予防、介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 12 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社言葉のかけ橋	盛岡市中ノ橋通一丁目 13 番 15 号	デイサービス言葉のかけ橋	盛岡市中ノ橋通一丁目 13 番 15 号	平成 18 年 12 月 22 日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社言葉のかけ橋	盛岡市中ノ橋通一丁目 13 番 15 号	ケアプラン言葉のかけ橋	盛岡市中ノ橋通一丁目 13 番 15 号	平成 18 年 12 月 22 日

3 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人盛岡山王会	盛岡市東山二丁目 5 番 15 号	五月園指定訪問介護事業所	盛岡市東山二丁目 5 番 19 号	平成 18 年 4 月 1 日

4 介護予防訪問入浴介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人盛岡山王会	盛岡市東山二丁目 5 番 15 号	五月園指定訪問入浴介護事業所	盛岡市東山二丁目 5 番 19 号	平成 18 年 4 月 1 日

5 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人盛岡山王会	盛岡市東山二丁目 5 番 15 号	五月園指定通所介護事業所	盛岡市東山二丁目 5 番 19 号	平成 18 年 4 月 1 日
有限会社言葉のかけ橋	盛岡市中ノ橋通一丁目 13 番 15 号	デイサービス言葉のかけ橋	盛岡市中ノ橋通一丁目 13 番 15 号	平成 18 年 12 月 22 日

6 地域包括支援センター

介護予防支援事業者		介護予防支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人盛岡山王会	盛岡市東山二丁目 5 番 15 号	五月園指定介護予防支援事業所	盛岡市東山二丁目 5 番 19 号	平成 18 年 4 月 1 日